

カードの盗難・偽造被害にあったら…。

平成17年8月に「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）」が成立し、平成18年2月10日から施行されます。これにより預貯金者が万が一、キャッシュカードの盗難・偽造による不正払戻し被害にあわれた場合には、原則として金融機関が補償することになります。ただし、預貯金者本人に「重大な過失または過失」等があった場合には、補償額が75%またはゼロになることがありますので充分ご注意ください。

盗難カードによる貯金の払戻し等

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の①～③のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

1 カードの盗難に気づいてから、すみやかに、当組合への通知が行われていること。

2 当組合の調査に対し、遅延なく盗難が行われるに至った事情、その他の状況について本人より十分な説明が行われていること。

3 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は当組合への通知が行われた日の30日（ただし、長期入院や長期海外出張など、当組合に通知することができないやむを得ない特別な事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額を補償するものとします。

④ 注）ただし、下記に該当した場合は、損害の額の75%またはゼロになることがありますのでご注意ください。

(3) 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（右頁参照）があることを当組合が証明した場合

75%
補償

(4) 上記(3)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合

● 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

① 本人に重大な過失（右頁参照）があることを、当組合が証明した場合

② 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

③ 本人が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

● 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

補償
なし

④ 注）当組合への通知が盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合は、補償は受けられません。

偽造または変造カードによる貯金の払戻し等

④ 注）下記に該当した場合は、補償額がゼロになることがありますのでご注意ください。

次のいずれかに該当する場合

● 本人の故意によることが証明された場合

● 当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に重大な過失（右頁参照）があることを当組合が証明した場合

補償
なし

*この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

〈本人の重大な過失となりうる場合〉

「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下の通りです。

1 本人が、他人に暗証番号を知らせた場合



2 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合



3 本人が、他人にキャッシュカードを渡した場合



4 その他本人に**1**から**3**までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

注 上記**1**および**3**については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

〈本人の過失となりうる場合〉

1 次の**①**または**②**に該当する場合

① 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

2 上記**1**のほか、次の**①**のいずれかに該当し、かつ、**②**のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

① 暗証番号の管理

ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

② キャッシュカードの管理

ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ. 酔い等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

3 その他、上記**1**、**2**の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

カードの盗難・偽造被害にあわないためには…。

下記のような他人から推測されやすい暗証番号は避けてください。また、推測されやすい暗証番号を使用している場合には直ちに更新されるようお願いいたします。また、より安全にご利用いただくために定期的な更新をお勧めします。

生年月日



勤務先・自宅の電話番号



自宅住所の地番



車のナンバー



さらに下記のような点にもご注意ください。

注 キャッシュカードの暗証番号は、キャッシュカードのみでご利用されることをお勧めします。

注 ATMなどを利用されるときは暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようにご注意ください。

注 空き巣や車上盗難の被害にあった際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難にあった場合には、念のため、お取引店までご連絡ください。

注 職員などが店舗外や電話などでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合には、お取引店にご連絡ください。

注 カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。